

平成 25 年 6 月 3 日

各 位

株式会社日本エルダリーケアサービス  
代表取締役社長 森 薫  
問い合わせ先 管理本部  
TEL : 03-5425-2681

指定訪問介護事業所「あじさいのもり神戸」に対する行政処分に関するお知らせとお詫び

この度、弊社の運営する指定訪問介護事業所「あじさいのもり神戸」が、神戸市より指定訪問介護事業所の指定の全部効力停止を受けたことにつき、処分内容等についてご報告申し上げます。

弊社としましては、この度の処分を真摯に受け止め、深く反省するとともに、再発防止に向けて社員の認識を深めるための教育研修と、組織として対応できるよう社内体制整備に力を注いで参ります。

お客様、ご家族様はじめご協力先の皆様方に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと心よりお詫び申し上げます。

#### 記

##### <処分内容>

指定訪問介護事業所「あじさいのもり神戸」の指定の全部効力停止（6ヶ月間）

効力発生日：平成 25 年 8 月 1 日

##### <処分通知日>

平成 25 年 6 月 3 日

##### <処分理由>

介護保険法第 77 条第 1 項 5 号に該当する事実があったため。

介護保険法第 74 条第 6 項（要介護者に対する人権尊重義務）違反。

お客様またはご家族等の了解をとらない等手順を経ていない行動制限（身体拘束）  
＝お客様の自宅玄関の扉を外側から施錠するという非常に不適切な行為によるもの。

虐待事例の神戸市への報告義務違反

高齢者虐待防止に係る研修の実施が不十分であったこと

以上